

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成 24年 7 月 23日

沖縄県知事職務代理者
沖縄県副知事 上原 良幸

1 競争入札に付する事項

- (1) 委託業務名
本部警察署伊平屋駐在所新築工事設計業務
- (2) 業務場所
伊平屋村字我喜屋314-1
- (3) 業務概要
基本設計・実施設計（構造・階数：鉄筋コンクリート造平屋建て、延床面積：105.0㎡程度）
- (4) 履行期間
契約日の翌日から平成24年10月31日

2 競争参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしている有資格業者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条に基づく一級建築士事務所の登録を受けている者であって、沖縄県の「平成23・24年度測量及び建設コンサルタント業務等入札参加希望者名簿」に建築関係コンサルタントとして登録されている者。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 入札参加資格確認申請期限から、本業務の入札日までの間において、沖縄県の指名停止措置を受けていない者。
- (5) 沖縄県税（法人（個人）事業税）及び国税（（法人税又は申告所得税）及び（消費税及び地方消費税））の未納税額がない者。
- (6) 社会保険料、健康保険料、厚生年金保険料等の未納がない者。
- (7) 次に掲げる要件を満たす管理技術者及び各担当技術者を本業務に配置できること。
 - ア 管理技術者については、建築士法（昭和25年法律第202号）に基づく一級建築士の資格を有する者であること。
 - イ 設備設計担当者については、建築士法（昭和25年法律第202号）に基づく建築設備士若しくは建築設備士に準ずる資格を有する者であること。
 - ウ 積算担当者については、社団法人日本建築積算協会が付与する建築コスト管理士又は建築積算士を有する者であること。
 - エ 管理技術者及び各担当技術者にあつては、直接的かつ恒常的な雇用関係（申請日以前に3ヶ月以上の雇用）があること。ただし、設備設計担当技術者については、建築設計業務委託契約書第12条第2項による発注者の承諾を得た場合はこの限りでない。
- (8) 沖縄県内に本店、支店又は営業所があり、(7)で定める管理技術者及び各担当技術者を業務履行期間内に配置できること。
- (9) 国又は地方公共団体と過去5年間で同種の業務を契約し、かつ誠実に履行した実績があること。
- (10) 次のいずれにも該当しない者
 - ア 暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体またはその関係者、その他反社会勢力（以下「暴力団等反社会勢力」という。）。
 - イ 暴力団または暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体。
 - ウ 法人でその役員のうち暴力団等反社会勢力に属するものがいるとき。

3 入札、開札日時及び場所

- (1) 入札及び開札の日時及び場所
 - ア 平成24年 8 月 8 日（水）午前10時00分
 - イ 沖縄県那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号 沖縄県警察本部警務部会計課「入札室」（4 階）
- (2) 入札書の提出方法
入札書は、上記 3 (1)に掲げる場所に直接持参すること。郵送、電報及び電送による入札は認めない。

4 入札参加資格の確認等

本競争の参加希望者は、一般競争入札参加資格確認申請書及び関係資料（以下「資格確認資料」という。）を持参により提出し、競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、期限までに資格確認資料を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は、本競争入札に参加することができない。

- (1) 資格確認資料の提出期間等
 - ア 提出期間：公告開始日から平成24年 8 月 2 日（木）まで。土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、09時30分～17時00分の間。
 - イ 提出場所：沖縄県警察本部警務部会計課 建築係
〒900-0021 沖縄県那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号 098-862-0110（内線2272）
 - ウ 提出方法：持参するものとする。
 - エ 提出部数：1 部
- (2) 入札参加資格の確認結果通知
平成24年 8 月 3 日（金）（予定）までに通知する。

5 業務仕様書の交付期間、交付方法等

- (1) 交付期間
公告開始日から平成24年 8 月 2 日（木）まで。土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、09時30分～17時00分の間。
- (2) 交付方法
紙媒体を直接交付するものとし、郵送又は電子媒体による交付は行わない。
- (3) 交付場所及び問合わせ先
 - ア 交付場所：沖縄県警察本部警務部会計課 建築係
〒900-0021 沖縄県那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号 098-862-0110（内線2272）
 - イ 問合わせ先：上記アに同じ。

6 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金
 - ア 入札に参加しようとする者は、沖縄県財務規則第100条の定めるところにより、入札保証金を納めなければならない。
 - イ 次のいずれかに該当する場合については、入札保証金を納める必要はない。
 - (ア) 過去 2 か年の間に、国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は、地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回にわたって締結し、これを誠実に履行したと認められる者が入札に参加する場合。
 - (イ) (ア)に該当する者以外の者で保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したものが入札に参加する場合。
 - ウ 落札者の入札保証金は、契約保証金の一部に充当することができる。
 - エ イに該当する者以外の者については、競争参加資格確認結果通知日以降に沖縄県警察本部警務部会計課より連絡する。
 - オ イの(イ)で締結した入札保証保険契約の書面の提出日時については、競争参加資格確認結果通知日以降に沖縄県警察本部警務部会計課より連絡する。
- (2) 契約保証金
契約を結ぼうとする者は、沖縄県財務規則第101条の定めるところにより、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納めなければならない。
ただし、次のいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付が免除される。
 - ア 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
 - イ 過去 2 箇年の間に国（独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。）又は地方公共団体

と、この入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証明する報告書を提出したとき。

7 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 入札に関する注意事項

- (1) 入札者は、自己の印鑑を必ず持参すること。
- (2) 入札書、委任状には、業務名及び履行期間をこの公告の記載に従い記入すること。
- (3) 代理人が入札を行う場合で委任状の提出がない場合は、入札に参加することができない。なお、委任状は、代理人の印では訂正できない。
- (4) 競争参加資格の審査結果通知後に入札を希望しない場合には、入札辞退届けを3(1)に規定する日時までに持参により提出すること。

9 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、資格確認資料に虚偽の記載をした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、競争参加資格を確認された者であっても、確認後、指名停止措置を受け、入札時に指名停止期間中である者は、入札に参加できない。

10 契約締結時期

落札者の決定後、7日以内に契約を締結しなければならない。ただし、契約担当者が特に指示したときは、この限りでない。

11 最低制限価格

本入札には、最低制限価格を設けている。

12 その他

- (1) 資格確認資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (2) 契約担当者は、提出された資格確認資料を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。
- (3) 提出された資格確認資料は返却しない。
- (4) 提出期限以降における資格確認資料の差し替え及び再提出は認めない。
- (5) 資格確認資料の受理後、書類内容を審査し、書類の記載漏れや添付漏れ等があった場合は、競争参加資格無しとなり、入札に参加できなくなることがある。
- (6) 入札参加者は、沖縄県警察競争契約入札心得（県費関係）、仕様書を熟読し、これを遵守すること。
- (7) 履行期間は、事情により変更することがある。
- (8) 入札及び契約手続きにおいて使用する言語及び通貨については、日本語及び日本国通貨に限る。
- (9) その他詳細は入札説明書による。

13 本入札に関する質問・回答

- (1) 提出場所：上記4(1)に同じ。
- (2) 提出期間
公告開始日から平成24年8月2日（木）まで。土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、09時30分～17時00分の間。
- (3) 提出方法
持参によるものとする。
- (4) 回答方法
質問に対する回答書は、質問のあった者に対し書面にて回答する。